

平成 31 年 2 月 21 日

株式会社全銀電子債権ネットワーク

でんさいネットサービス機能の拡充について（事前案内）

株式会社全銀電子債権ネットワーク（代表執行役社長 大坪 直彰。以下、「でんさいネット」という。）は、みずほ電子債権記録株式会社、日本電子債権機構株式会社および SMBC 電子債権記録株式会社（以下「提携記録機関」という。）と提携し、提携記録機関の電子記録債権をでんさいネットの電子記録債権（以下「でんさい」という。）に変更する「特定記録機関変更記録」の取扱いを平成 31 年（2019 年）7 月以降に順次開始いたします。

特定記録機関変更記録の取扱開始により電子記録債権の資金化の方法が多様化するなど、より一層お客様の利便性向上が期待されます。中小企業金融の円滑化・効率化に向けて、より多くの事業者の方々に「でんさい」をご利用いただけるよう、当会社は今後とも参加金融機関と一体となって取り組んで参ります。

記

1. 特定記録機関変更記録の概要（詳細は別紙ご参照）

- (1) 提携記録機関の電子記録債権の債権者が債務者の承諾を得て、提携記録機関に特定記録機関変更記録を請求することにより、提携記録機関に記録されていた電子記録債権の内容をでんさいネットに記録（変更）するサービスです（注）。

（注）でんさいネットに記録されたでんさいを他の電子債権記録機関に変更する記録機関変更記録には対応いたしません。

- (2) 特定記録機関変更記録により、でんさいネットに変更された「でんさい」は、お客様（でんさいの債権者）のご利用の参加金融機関に必要な応じて割引依頼等（注）を行うことができ、従来に比べ資金化の方法の幅が広がります。

（注）でんさいの資金化（割引等）の取扱い（取扱可否等）は、参加金融機関で異なります。

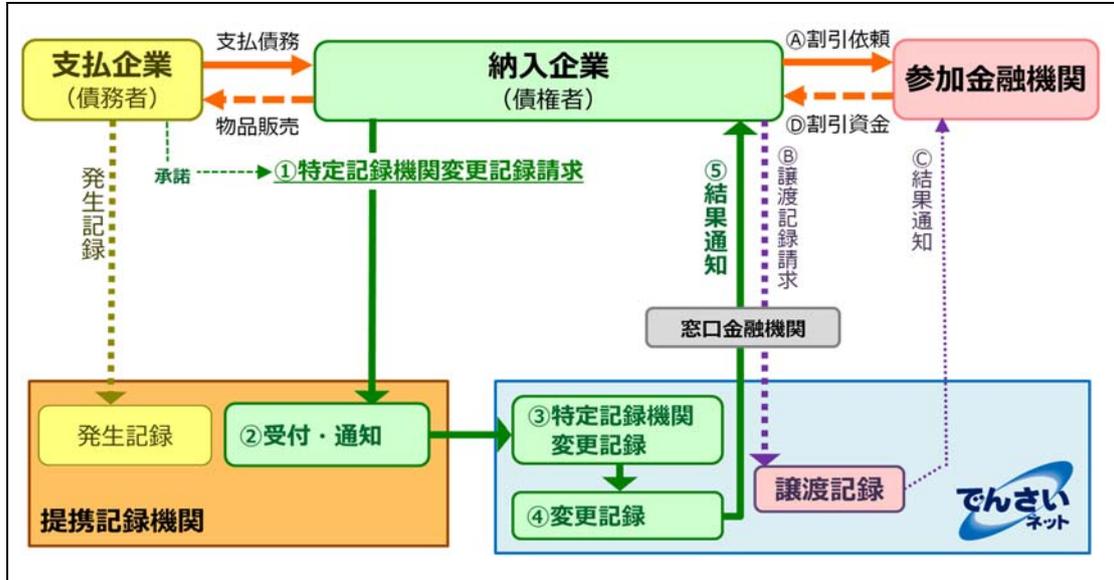
2. サービス利用開始時期（提携開始時期）

- ・みずほ電子債権記録株式会社：平成 31 年（2019 年）7 月以降
 - ・SMBC 電子債権記録株式会社：平成 31 年（2019 年）7 月以降
 - ・日本電子債権機構株式会社：平成 31 年度（2019 年度）下期
- ※具体的なサービス利用開始時期は、改めてご案内いたします。

以 上

特定記録機関変更記録サービス機能概要

1. サービス機能概要図



2. サービス機能概要説明

- 提携記録機関の電子記録債権の債権者（納入企業）が債務者（支払企業）の承諾を得て、提携記録機関に特定記録機関変更記録を請求いただくと、提携記録機関からでんさいネットに当該電子記録債権の内容等が通知され、でんさいネットで特定記録機関変更記録として当該電子記録債権の内容等を記録（変更）します【上記①～③】。
- 特定記録機関変更記録後、でんさいネットで当該電子記録債権に登録されている利用者情報（名称、決済口座情報等）および任意的記録事項（譲渡可能回数、口座間送金決済に関する定め等）を、でんさいネットの登録内容等に合わせるための変更記録※を行ったうえで、債権者および債務者に対して記録結果等を通知します【上記④・⑤】。
※提携記録機関とでんさいネットで登録内容等が異なるため実施するもの。
- 上記の特定記録機関変更記録および変更記録後、債権者（納入企業）は「でんさい」をでんさいネットの参加金融機関への譲渡記録等により、でんさいを資金化（割引等）することが可能となります【上記⑧～⑩】。

3. 留意事項

① 特定記録機関変更記録により、提携記録機関の電子記録債権をでんさいネットの利用者(参加金融機関等を含む)に直接譲渡することはできません(特定記録機関変更記録後に譲渡記録を行う必要があります)。

② 特定記録機関変更記録を請求するためには、債権者および債務者双方が、提携記録機関およびでんさいネット双方と、特定記録機関変更記録が利用可能な契約を締結しておく必要があります。

③ 次の事由に該当する場合は、特定記録機関変更記録を請求することはできません。

- ・債権者および債務者の決済口座(利用契約)のいずれかが、債権者請求方式による発生記録が請求できない場合
- ・記録機関変更記録をすることができない場合
- ・債権金額が日本円以外の通貨である場合
- ・債権金額が1万円未満または100億円以上である場合
- ・債務者または債権者が2人以上である場合
- ・支払方法が分割払いである場合
- ・発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合
- ・発生記録に記録されている債務者以外の者が債務者である場合
- ・銀行営業日以外の日が支払期日である場合
- ・支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、強制執行等の電子記録がされている場合
- ・債務者が債権者を発生記録請求ができない者として制限している場合
- ・債権者および債務者のいずれかが、発生記録の請求を制限されている場合
- ・提携記録機関が定める場合

④ 特定記録機関変更記録後のでんさいは、上記「1. サービス機能概要図」④の変更記録後の内容(債権金額、支払期日、債務者・債権者情報等)で発生記録をした場合と同じ内容・様式で開示することができます。なお、特定記録機関変更記録および上図④の変更記録の記録内容は、特例開示でのみ開示可能です。

⑤ 特定記録機関変更記録の利用に当たっては、各窓口金融機関が定める利用料(手数料)を窓口金融機関にお支払ください。なお、窓口金融機関とは別に、提携記録機関においても特定記録機関変更記録の利用料(手数料)を定めている場合があります。

⑥ でんさいの資金化(割引等)の取扱い(取扱可否等)については、参加金融機関で異なります。

以上